

業務改善助成金について(申請前に必ずお読みください)

1 申請前の注意事項

① はじめに

申請前に交付要綱・交付要領・申請マニュアル・Q&A 等を必ずお読みください。

また、審査は受付順に行っておりますが、不足書類や申請者と連絡がつかない場合は、審査の順番を前後することがあります。申請期限前や地域別最低賃金改定前には申請が集中するため、審査を行うまでにお時間をいただいています。書類に不備・不足がある場合は審査完了が遅くなりますので、不備・不足等がないようご留意願います。

なお、助成対象経費として認められるか等について申請前に労働局にご相談をいただいても、生産性向上・労働能率増進に資するか等を含めて申請後に精査する必要があることから、個別・具体的な回答はできません。業務改善助成金に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

- ・ 一般的な相談

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間：平日 9:00～17:00）

- ・ 具体的な相談（申請支援等）

熊本働き方改革推進支援センター

電話番号：0120-041-124（受付時間：平日 9:00～17:00）

（〒860-0041 熊本市中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5 階）

② 申請方法について

申請書等の提出は原則として郵送（特定記録・レターパック等追跡のできるもの）又は jGrants（電子申請システム）にてお願いします。やむを得ず来局による申請書等の提出を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします。

また、来局にて申請書を提出する場合、原則としてその場で内容等の確認はいたしません。後日申請に不備があることが判明し、申請期限等を過ぎていた場合は受付自体ができない場合がありますので、ご了承ください。

〈申請先〉

熊本労働局 雇用環境・均等室 業務改善助成金担当

所在地：〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本市地方合同庁舎 A 棟 9 階

電話番号：096-312-3556

③ 第三者が関与する申請について

本助成金の申請を労働者以外の第三者が代理で行う場合、代理人は社会保険労務士若しくは弁護士に限られます。また、申請書等に記載された代理人であることについて、熊本労働局長は代理人等に対して正当な権限のある者か確認をするため、必要な書

類の（社会保険労務士や弁護士の場合：証票等身分を証明する書類、委任状（原本）等、申請事業場に所属する労働者の場合：社員証等の身分を証明するもの）の提示を求めることがあります。当該代理人等以外には申請の有無も含め助成金に関する一切のお問い合わせにはお答えすることができませんので、予めご承知おきください。

2 申請書提出～支給決定までの注意事項

① 申請書類について

[熊本労働局ホームページ](#)掲載の必要書類一覧をご確認いただき書類のご提出をお願いします。

なお、近年、書類の不足や書類に関する補正指示を行っても当該書類が提出されない事案が多発し、審査に影響が出ているところです。令和7年度においても必要書類が提出されなかったため、不交付決定等を行う事例が多く発生していますので、事前に提出書類の不足や記入漏れがないか確認をお願いします。

なお、申請後に書類の追加提出等をお願いする場合があります。その際は、当室あてに郵送するか若しくは「43kaizen@mhlw.go.jp」あてに送付してください（当該アドレスは申請書受理後の追加資料等の提出専用アドレスとなります。当該アドレスへ申請書を送付されても受理することはできませんのでご注意ください）。

② 設備投資について

設備投資の納品・支払は交付決定後に行っていただく必要があります。交付決定前（交付決定日当日も含む）に設備の納品・支払を行っていた場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

③ 設備投資にあたっての注意事項

例年、交付決定時に購入予定だったものと違うものを購入したケースや、交付決定時に購入予定だったものよりも新型若しくは旧型の物品を購入したケースが相次いでおり、不支給決定を行った事例があります。必ず、交付決定時に当室あて提出した購入予定品の見積書どおりに購入してください。

また、交付決定後に交付決定内容に変更がある場合（物品を変更する、物品の金額が変わる等）は、原則、変更後の事業に着手する前に熊本労働局長より計画変更の承認を受ける必要があります。事業実績報告時に計画変更の承認を受けずに変更したことが判明した場合は、交付額確定（支給決定）が行えませんのでご注意ください。

過去も交付決定後に計画変更を行わずに設備投資を行い不支給となった事例がありますので、変更の際は独自で判断せず、必ず当室へご相談いただきますようお願いいたします。

さらに、購入金額総額は交付決定時の見積書と同様でも、見積書の内訳が変更となった場合は、計画通りに購入したものと判断されず、計画変更の承認が必要な場合がありますので、その際も必ず当室までご相談ください。